［2　略］

［削る］

［削る］

3　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。

4　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この記載要領において「定款等」という。）の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。⑶及び⑸において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合（⑵に掲げる場合を除く。）　当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

⑵　当該法人（通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に限る。）若しくは当該法人との間に通算完全支配関係（同条第12号の７の７に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により同法第２編第１章第１節第11款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第２条第19号に規定する欠損金額をいう。以下この

［2　同左］

3　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで」となっている箇所については、１⑷の場合には、令和２年旧法人税法第４条の３第10項又は第11項の規定により令和２年旧法人税法第４条の２の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

4　連結親法人及び連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中「事業年度の所得」とあるのは「連結事業年度の連結所得」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書」と読み替えて記載すること。

5　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中五段書きとなっている箇所については、届出の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。ただし、１⑵又は⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、１⑶の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と、「下記のとおり指定があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定があった」と、「指定が取り消された」とあるのは「連結親法人について指定が取り消された」と、１⑷の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり延長又は指定があったものとみなされた」とあるのは「下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった」と読み替えて該当する□にレ印を付すこと。

6　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　定款等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合（⑵及び⑶に掲げる場合を除く。）　当該延長を受けようとする事業年度終了の日まで

⑵　当該法人（通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）に限る。）若しくは当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する通算完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、各事業年度終了の日から２月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により法人税法第２編第１章第１節第11款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第２条第19号に規定する欠損金額を